


開発登録簿公開システム操作マニュアル



千葉県 県土整備部 都市整備局 宅地安全課 開発指導班

1. 公開システム ユーザー新規登録申請手順

本システムと建築台帳記載証明システム（窓口システム）は、新規ユーザー登録・パスワード再設定の手順が共通のため、右側の参考画像は建築台帳記載証明システム（窓口システム）のものを使用しています。

①利用規約・注意事項等

利用規約・注意事項等が表示されますので、必ずご一読のうえ、ユーザー登録にお進みください。

②ユーザー新規登録申請

「ユーザー新規登録申請はこちら」を押下してください。



① 利用規約・注意事項等

建築台帳記載証明システム利用規約

第1条 本規約の目的及び適用範囲
1 本規約は、ユーザー（本規約に同意の上、システムのユーザー登録を行った者）が、千葉県（以下「本県」という。）が提供する建築台帳記載証明申請システム（以下「窓口システム」という。）を利用するに当たり、ユーザーが従うべき利用の条件を定めるものである。
2 ユーザーは、システムを利用するに当たり、本規約に同意するものとする。
3 本規約は、本規約の内容をユーザーの事前の承認なくいつでも変更することができる。
この場合、本県は変更後の本規約をウェブサイト上で速やかに公表するものとする。変更後の本規約の効力は、本県が本規約の変更をウェブサイト上で公表した時点から発生するものとする。

第2条 登録情報の変更
1 ユーザーは、登録した情報について変更があったときは、ユーザー本人が速やかに登録内容の変更を行わなければならない。

第3条 本人ログイン情報の管理
1 ユーザーは、自己の責任において、ユーザー登録を行ったメールアドレスとログインパスワード（以下「ログイン情報」という。）を適切に管理するものとする。
2 ユーザーは、ログイン情報をユーザーのみが利用するものとし、第三者に譲与、譲渡してはならない。
3 ユーザーのログイン情報を利用してなされた行為については、結果にユーザー自身の行為であるか否かを問わず、ユーザーの行為とみなすものとし、それによってユーザーまたは第三者に生じた損害について、本県は一切責任を負わない。
4 ユーザーは、ログイン情報が第三者に使用されている疑いがある場合には、直ちに本県にその旨を連絡するとともに、本県の指示がある場合にはそれに従うものとする。

第4条 複数アカウントの禁止
1 システムでは、同一人物による複数アカウントの作成及び使用してはならない。

第5条 利用の制限及び登録の抹消
1 本県は、ユーザー登録を行った者が次の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザー登録者に通知のうえ、システムの利用を制限することができる。
(1) ユーザー登録者が存在しない場合
(2) ユーザー登録者が過去にシステムの利用を制限された者である場合
(3) ユーザー登録情報に虚偽がある場合
(4) その他本県が不適当と判断する場合
2 ユーザーが次の各号のいずれかに該当したときには、本県はユーザーに対して事前の通知なく、システムの利用登録を抹消することができるものとする。
(1) 本規約に違反した場合
(2) ユーザー登録情報に虚偽の事実を記載したことが判明した場合
(3) システムを違法または公序良俗に反する態様で利用した場合
(4) その他、システムの利用を適当でないと本県が判断した場合



事。」を違反していると本県が判断した場合は

第9条 免責事項
1 本県は、システムの利用により、ユーザーに発生した損害等について一切の責任を負わないものとする。
2 ユーザーが、システムを利用することにより、第三者に対し損害を与えた場合、ユーザーは自己の費用と責任においてこれを賠償するものとし、本県は一切の責任を負わないものとする。
3 本県はシステムにより閲覧される情報を証明するものではなく、ユーザーはこれを承諾のうえシステムを利用するものとする。

第10条 別掲
1 令和6年10月1日制定

②

ログイン

利用規約・注意事項等同意の上、ログイン情報を入力し「ログイン」ボタンをクリックしてください。

メールアドレス

メールアドレスを入力してください。

パスワード

パスワードを入力してください。

ログイン

ユーザー新規登録申請はこちら パスワードを忘れた方はこちら

Google reCAPTCHA で保護されています。プライバシー・利用規約

1. 公開システム ユーザー新規登録申請手順

⑤ユーザー情報の入力

パスワード、郵便番号、住所、会社名、所属部署、連絡先（電話番号）を入力してください。

※個人の場合は、会社名、所属部署は空欄でも差し支えありません。

※パスワードは英字・数字・記号（半角）のすべてを組み合わせた8文字以上で入力してください。

また、「生成する」を押下すると任意のパスワードが自動で生成されます。

入力後、「送信する」を押下してください。

ご入力されたメールアドレスにユーザー新規登録申請受付メールが送信されますので、メールをご確認ください。

⑥登録手続き（受付メール）

ユーザー新規登録申請を受付した旨のメールが届きます。

その後、システム管理者（千葉県宅地安全課）にて申請内容を確認のうえ、ユーザー登録承認結果のお知らせメールを送信いたしますので、メールが届くまでお待ちください。


※ユーザー新規登録申請受付から利用開始まで、お時間がかかる場合がございますので、ご了承ください。

1. 公開システム ユーザー新規登録申請手順

⑦ユーザー登録承認結果のお知らせ（メール）

ユーザー登録承認結果をお知らせするメールが届きます。
承認されましたら、ログイン画面において登録したメールアドレスとパスワードを入力して「ログイン」を押下してください。
登録したメールアドレスに認証コードが送付されます。

【建築台帳記載証明申請システム（窓口システム）】ユーザー登録承認結果のお知らせ

 建築台帳記載証明申請システム（窓口システム） <support@icba-info.jp>
宛先 [redacted]

[redacted] さん、こんにちは

いつも建築台帳記載証明申請システム（窓口システム）をご利用いただきまして、
まことにありがとうございます。

ユーザー名： [redacted]
メールアドレス： [redacted]
郵便番号： [redacted]
住所： [redacted]
連絡先（電話番号）： [redacted]

登録承認結果： **承認する**

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

千葉県  建築台帳記載証明申請システム（窓口システム） [ログイン](#)

※、）を選択している場合が判断した結果
第9条免除事項
1 本県は、システムの利用により、ユーザーに発生した損害等について一切の責任を負わないものとする。
2 ユーザーが、システムを利用することにより、第三者に対し損害を与えた場合、ユーザーは自己の費用と責任においてこれを賠償するものとし、
本県は一切の責任を負わないものとする。
3 本県はシステムにより開示される情報を証明するものではなく、ユーザーはこれを承認のうえシステムを利用するものとする。
第10条期間
1 令和6年10月1日制定

ログイン

利用規約・注意事項等同意の上、ログイン情報を入力し「ログイン」ボタンをクリックしてください。

メールアドレス

メールアドレスを入力してください。

パスワード

パスワードを入力してください。

ログイン

[ユーザー新規登録申請はこちら](#) / [パスワードを忘れた方はこちら](#)

Google reCAPTCHA で保護されています。 [プライバシー](#) / [利用規約](#)

建築台帳記載証明申請システム（窓口システム） © All rights reserved.

⑦

1. 公開システム ユーザー新規登録申請手順

⑧ 認証コード

その認証コードをログイン画面の「認証コード」に入力してください。

※認証コードは10分以内のみ有効です。無効になってしまった場合は、再度ログイン画面よりログインして、「認証コード」を再取得してください。

ログイン

利用規約・注意事項等同意の上、ログイン情報を入力し「ログイン」ボタンをクリックしてください。

メールアドレス
[redacted]
メールアドレスを入力してください。

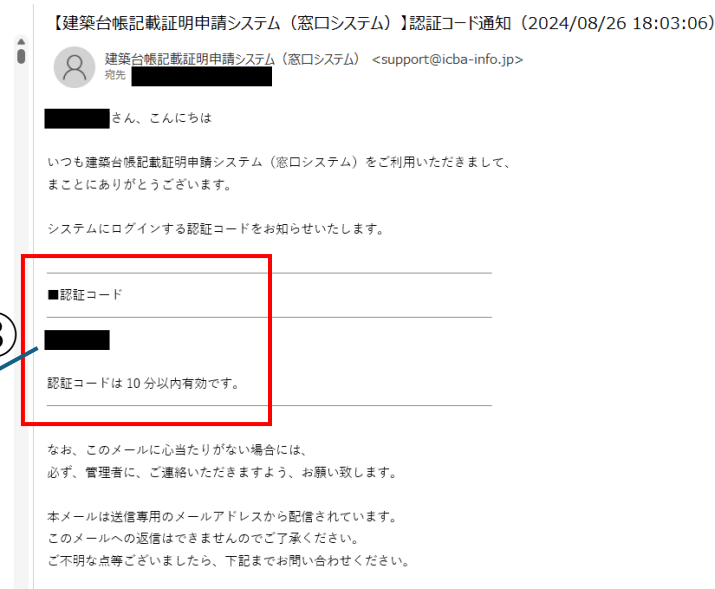
パスワード
[redacted]
パスワードを入力してください。

⑧ [redacted]に認証コードを送信しました。受信した認証コードを入力してください。

認証コード
[input type="text" value="505"]

ログイン

[ユーザー新規登録申請はこちら](#) [パスワードを忘れた方はこちら](#)



2. 公開システム パスワード再設定

①パスワードの再設定

パスワードを忘れた場合等は「パスワードを忘れた場合はこちら」を押下してください。

登録されたメールアドレス及び再設定用番号を入力してください。

※再設定用番号は3桁の数字を入力してください。パスワード再設定画面でも入力いただきますので、忘れないようにしてください。

入力後、「送信する」を押下してください。

登録されたメールアドレスに案内メールが送付されます。

千葉県 建築台帳記載証明申請システム (窓口システム)

2 ユーザーがパスワードをお忘れになりました。第三者に第三者に開示を防止するため、ユーザーは自分の責任においてパスワードを記憶するものとします。本署は一切の責任を負わないものとします。

3 本署はシステムにより発着される情報を証明するものではなく、ユーザーはこれを承認のうえシステムを利用するものとする。

第10条 条 解 説

1 令和6年10月1日制定

パスワードのお問い合わせ

利用規約・注意事項等同意の上、以下の情報を入力し「送信する」ボタンをクリックしてください。

メールアドレス

パスワード再設定するメールアドレスを入力してください。

再設定用番号

再設定用番号は3桁の数字を入力してください。入力した再設定用番号は、パスワード再設定画面で入力いただきますので、間違なきようご注意ください。なお、再設定用番号は、ログインパスワードとは異なります。

送信する

上記の情報を入力、「送信する」ボタンをクリックしてください。ご登録済のメールアドレスに、パスワード再設定のご案内を送付いたします。

ログイン画面へ戻る

Google reCAPTCHA で保護されています。プライバシー・利用規約

建築台帳記載証明申請システム (窓口システム) © All rights reserved.

②登録手続き (案内メール)

案内メールに記載されているURLより、登録手続きを行ってください。

※案内より1時間経過しますと無効となります。

【建築台帳記載証明申請システム (窓口システム)】パスワードのお問い合わせ

千葉県 建築台帳記載証明申請システム (窓口システム) <support@icba-info.jp>
宛先 [REDACTED]

[REDACTED] さん、こんにちは

いつも建築台帳記載証明申請システム (窓口システム) をご利用いただきまして、まことにありがとうございます。

お問合せをいただきました、パスワードについて、下記の URL より1時間以内に変更してください。

https:// [REDACTED]

本メールは送信専用のメールアドレスから配信されています。
このメールへの返信はできませんのでご了承ください。
ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

https:// [REDACTED]

建築台帳記載証明申請システム (窓口システム)
県土整備部都市整備局建築指導課 043-223-3188

2. 公開システム パスワード再設定

③パスワードの再設定

再設定用番号（3桁の数字）、パスワードを入力してください。

※パスワードは英字・数字・記号（半角）のすべてを組み合わせた8文字以上で入力してください。また、「生成する」を押下すると任意のパスワードが自動生成されます。

入力後、「送信する」を押下してください。

パスワードが設定されましたので、ログイン画面からメールアドレスとパスワードにてログインしてください。

千葉県 建築台帳記載証明申請システム（窓口システム） ログイン

ホーム / パスワードの再設定

パスワードの再設定

下記の情報を入力し、「送信する」ボタンをクリックしてください。

③

ユーザー名 [黒く塗りつぶされた]

メールアドレス [黒く塗りつぶされた]

再設定用番号 [再設定用番号]
パスワードのお問い合わせ画面に入力した再設定用番号（3桁の数字）を入力してください。再設定用番号は、ログインパスワードではありません。

パスワード [パスワード]
パスワード（英字・数字・記号を組み合わせた8文字以上）を入力してください。

パスワードの再入力 [パスワードの再入力]
パスワード（英字・数字・記号を組み合わせた8文字以上）を再入力してください。

パスワードを生成する [生成する]

キャンセル 送信する

建築台帳記載証明申請システム（窓口システム） © All rights reserved.

3. 公開システム 【キーワード検索】の方法

①キーワード検索

➔【キーワード検索】はこちら を押下してください。
検索画面に移行します。

【注意事項】

※閲覧可能件数は1日につき50件までになります。
(「閲覧する」ボタンをクリックすると1件としてカウント
されます。)



②検索

検索は、

- ・ 開発許可年月日
- ・ 開発許可番号
- ・ 開発許可を受けた者の氏名
- ・ 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)
などから検索できます。

【注意事項】

※開発許可当時の敷地の地名地番で登録されており、
現在の住所で検索してもデータが見つからない若し
くは該当がない場合があります。

②



3. 公開システム 【キーワード検索】の方法

③検索結果

検索結果は検索項目の画面下側に表示されます。
表示件数の変更もできます。

閲覧したい物件や写しの交付申請をしたい物件が見つかりましたら、当該物件の青字部分の「詳細」を押下してください。

千葉県 開発登録簿公開システム

検索結果一覧【最大表示件数:300】

開発許可年月日	開発許可番号	開発許可を受けた者の氏名	開発区域に含まれる地域の名称	予定建築物の用途	開発区域の面積(m ²)	備考	詳細
1983/8/4	千葉県香土指令第371号の1	(有)シノヅカ (商)榎塚 基一	佐原市鳥羽423-1	セレモニーホール	5003.52		詳細
1983/10/14	千葉県香土指令第371号の2	(株)木下工務店 (代)木下 長志	佐原市佐原字荒久1556-2	宅地分譲	7255.50		詳細
1984/7/12	千葉県香土指令第335号の1	佐原市長 鈴木 全一	佐原市佐原字粉名口2097-227 他	市営住宅	6771.00		詳細
1984/9/18	千葉県香土指令第225号の1	秋山 武久	東庄町新宿字塚の下1107-1 他	パチンコ店	3873.10		詳細
1985/11/18	千葉県香土指令第192号の1	(株)下真共同企画 (代)佐々木	佐原市多田字太平2521-1 他		4356.00		詳細
1986/8/14	千葉県香土指令第332号の1	買山土地建物(有) (代)白鳥 幸市	佐原市佐原字元淵イ4196-1 他	店舗 (紳士服販売)	3994.71		詳細
1987/6/8	千葉県香土指令第33号の1	(株)海田政次商店 (代)海田 勝司	小見川町阿玉川字三町免206-3 他	店舗・寄宿舎	4533.64		詳細
1987/12/3	千葉県香土指令第33号の2	(有)武本 (代)武本 政夫	佐原市観音寺新林809-2 他	店舗 (パチンコ、物品販売店舗)	12359.13		詳細
1988/8/27	千葉県香土指令第332号の1	(有)丸三商事 (代)李 哲	小見川町八日市場字六畷田881 他	パチンコ店	7610.24		詳細
1988/9/19	千葉県香土指令第332号の2	(株)富士屋ホテル (代)藤岡 起宇	佐原市扇島字向瀬1223-1 他	ホテル別荘	9967.00		詳細

青字部分の「詳細」を押下してください。

3. 公開システム 【キーワード検索】の方法

④ 物件情報

当該物件の「物件情報」が表示されます。
「閲覧する」を押下すると建築物確認情報が表示されます。

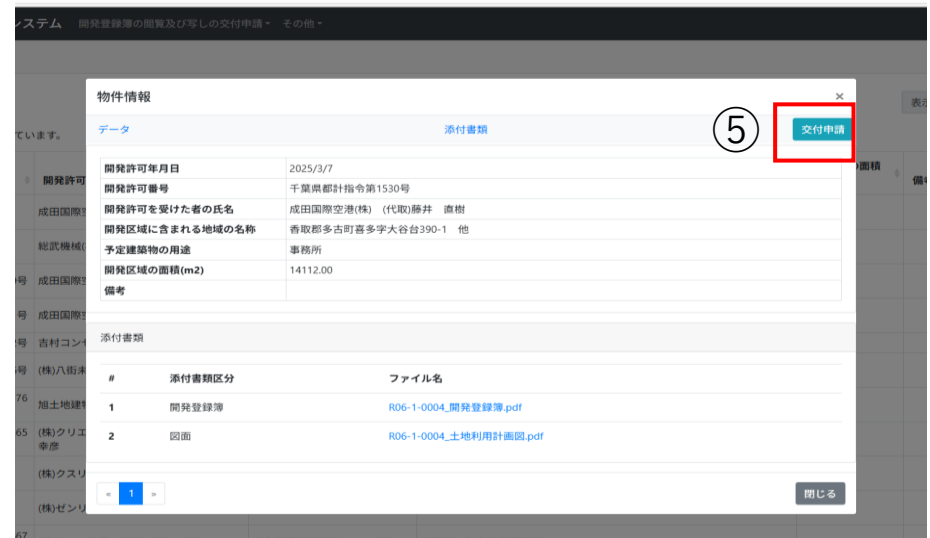
【注意事項】

※閲覧可能件数は1日につき50件までになります。
(「閲覧する」ボタンをクリックすると1件としてカウントされます。)



⑤ 開発登録簿情報

開発登録簿の内容が表示されます。
内容をご確認のうえ、原本証明した写しの交付申請を行う場合は、「交付申請」を押下してください。



3. 公開システム 【キーワード検索】の方法

⑥ 開発登録簿写しの交付申請

交付申請内容の項目は「開発登録簿写し」にチェックを
入れてください。

【注意事項】

※本システムでは、開発登録簿写しのみ申請受付となります。
建築台帳記載証明等をお求めの場合は所管行政庁にお問合せください。

証明書の使用目的の項目は を押下して選択してください。

原本証明した写しが必要な書類 を押下して選択してください。

【注意事項】

※写しの交付はA3版で行っており、1枚あたり470円です。
書類がA3版におさまらない場合は、複数枚になるか、
必要な範囲を印刷することとなりますので、
ご希望がある場合は連絡事項に記載してください。
確認が必要な場合は担当よりご連絡させていただきます。

その後、「確認画面へ」を押下してください。

⑦ 申請内容の確認

申請内容が表示されます。
内容をご確認のうえ、よろしければ「申請する」を押下して
ください。

申請内容を修正する場合は、「内容を修正する」を押下して
ください。

その後、「**交付申請が完了しました。**」と表示され、
登録されたメールアドレスに「申請受付のお知らせ」メールが
送付されます。

#	添付書類区分	ファイル名	選択
1	開発登録簿	R06-1-0004_開発登録簿.pdf	<input type="checkbox"/>
2	図面	R06-1-0004_土地利用計画図.pdf	<input type="checkbox"/>

#	添付書類区分	ファイル名
1	開発登録簿	R06-1-0004_開発登録簿.pdf

3. 公開システム 【キーワード検索】の方法

⑧ 交付申請受付のお知らせ（メール）

開発登録簿写しの交付申請を受け付けたメールが届きます。

⑨ 申請手数料のお支払いについて（メール）

その後、所管する機関（宅地安全課や各土木事務所）にて申請内容を確認のうえ、担当者より手数料のお支払いの案内メールを送付いたしますので、メールが届くまでお待ちください。

※申請受付から手数料のお支払い案内まで、お時間がかかる場合がございますので、ご了承ください。

【注意事項】

※手数料のお支払いは窓口による県証紙の貼付又は別途ご案内します「ちば電子申請サービス」にて電子決済によるお支払いをお願いいたします。

郵送をご希望の場合はこちらで郵送料を計算し加算いたします。

4. 公開システム【地図検索】の方法

① 地図検索

→【地図検索】はこちら を押下してください。
地図検索画面に移行します。

開発登録簿情報と建築確認情報を併せて検索するか、
開発登録簿情報のみを検索するかを選択できます。

【注意事項】

※閲覧可能件数は1日につき50件までになります。
(「閲覧する」ボタンをクリックすると1件としてカウント
されます。)



② 検索方法

検索は「キーワード」にて、
・地名地番 ・住居表示 で検索できます。

また、地図を移動させることでも検索できます。

開発登録簿の情報は区域で、
建築確認の情報はピンで表示されます。

【注意事項】

※画像は、地図検索（開発・建築物）の検索結果です。



